

稲城市告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納事務を委託したので、同条第2項及び稲城市会計事務規則（昭和39年稲城市規則第57号）第36条第1項の規定により、その旨を告示する。

令和8年4月1日

稲城市長 高橋勝浩

- 1 委託した公金事務に係る歳入の内容
別紙のとおり
- 2 指定公金事務取扱者として指定した者
別紙のとおり
- 3 指定した日
令和7年4月1日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

委託した公金事務に係る歳入の内容
(1) I のまち稲城応援指定寄附金（アマゾンジャパン合同会社が運営するAmazonふるさと納税サービスを経由し収納されるものに限る。） (2) I のまち稲城応援指定寄附金（株式会社さとふるが運営するふるさと納税のポータルサイト「さとふる」を経由し収納されるものに限る。） (3) I のまち稲城応援指定寄附金（楽天グループ株式会社が運営するふるさと納税のポータルサイト「楽天ふるさと納税」を経由し代理納付されるものに限る。） (4) I のまち稲城応援指定寄附金（株式会社トラストバンクが運営するふるさと納税のポータルサイト「ふるさとチョイス」を経由し収納されるものに限る。）
指定公金事務取扱者として指定した者
(1) 東京都目黒区下目黒1丁目8-1 アマゾンジャパン合同会社 (2) 東京都中央区京橋二丁目2番1号 株式会社さとふる (3) 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリームゾンハウス 楽天グループ株式会社 (4) 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 JR東急目黒ビル7階 株式会社トラストバンク